第３回大阪IR（統合型リゾート）説明会　アンケートによる質問について

●受付件数　10件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問 | 回答 |
| 1 | IR事業に係るリスクで最も重要なのは、ギャンブル依存症になった本人とその家族の被害・不幸と、それによる納税者の減少、さらにその方々の医療や生活保障対策に税金が投入されることだと思うが、その責任はだれが負うのか。  事業を計画するにあたり、外国ですでに現れている様々なリスクに対して、どのようなリサーチ、検証をしたのか具体的に示してほしい。 | 国が行った調査報告書では、「社会的コストの範囲、定量化については、各文献で様々な差異があり、確立されたモデルが存在するとはいいがたい」とされています。  こういったことから、カジノの設置を原因とする個々の事象を正確に把握し、損失として計上すべき費用を明示することは、非常に困難なものと考えています。  一方で、シンガポールでは、カジノの導入をきっかけに、国を挙げて依存症対策に取り組んだことで、カジノの設置前後で、ギャンブル等依存が疑われる者の割合が減っているという事実があります。  大阪府市としては、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組を区域整備計画に取りまとめました。また、区域認定後は、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合の調査を毎年行い、調査結果を一つの指標としながら、既存のギャンブルに起因するものも含めて、依存症対策に正面から取組み、その数値の低減をめざして、万全の対策を講じてまいります。 |
| 2 | 「IR事業に係るリスク」の最大の事は、ギャンブル依存症による本人・家族の被害及び納税者が減り、かえってその方々の治療・生活保障にかかる税金の投入が必要になるが、その事についてはリスクと考えていないのか。 |
| 3 | バクチは胴元しか儲かりません。MGMは外資。いろいろ莫大な税金投入してまで外資に儲けさせるためにバクチという治安が悪くなり、国民が被害に遭い、貧困化する。しかも犯罪横行する事しかないのが、全世界の実情を知りながら誰も得しない。国民が国が滅びるだけの事業を何故誘致するのか。マネーロンダリングという世界から利用されるだけの明らかな犯罪に対し、どうくい止める方法があるのか。 | 国の資料によると、2010年に、２つの⼤規模なＩＲが設置されたシンガポールでは、外国人旅行者数が増加しているものの、開業前後において、⼈⼝10万⼈当たりの犯罪認知率に⼤きな変化は⾒られず、また、犯罪類型に着⽬しても、体感治安の悪化につながるような、殺⼈、強姦、強盗、住居侵⼊、窃盗などの犯罪について、⼤きな変化は⾒られません。  また、マネー・ローンダリング対策として、犯罪収益移転防止法による規制に加え、ＩＲ整備法によるカジノ独自の規制も上乗され、万全の対策をとることとしています。  具体的には、カジノ事業者に対し、犯罪収益移転防止規程の作成や巡回・監視カメラによる監視のほか、顧客との間で行う100万円超の現金取引や疑わしい取引等についてカジノ管理委員会への届出を義務付けています。  大阪府・市においても、大阪ＩＲの実現に向けて、ＩＲ事業者や大阪府警察、その他関係機関等と緊密に連携を図りながら、マネー・ローンダリング等の治安・地域風俗環境対策に取り組んでいきます。 |
| 4 | 収容2000万人とあるが、以前2800万人と言っていたのがなぜ減少したか。 | 大阪IR事業では、IRの立地により、年間2,000万人の来訪者を見込んでいます。  　また、2019年に策定した「大阪IR基本構想」では、年間1,500万人の来訪者数を想定していました。 |
| 5 | 実施協定が締結されてからの意見はどのように反映されるのですか。 | 実施協定については、これまで実施方針や戦略会議等において、その骨格となる部分を明らかにしてきており、令和5年9月の副首都推進本部会議及び戦略会議においてその骨子案を確認・公表したうえで、国からの認可を受け、IR事業者と協定を締結したところです。ＩＲの実現に向けては、府民・市民の理解を深めていくことが重要であると認識しており、今後も、情報発信の内容の充実を図りながら効果的・効率的な広報を実施し、より多くの府民・市民の理解が深まるよう取り組んでいきます。 |
| 6 | 事業者と府市がやり取りした資料はいつ公開されるのですか。 | 事業者との協議録については、公表の予定はありません。 |
| 7 | 事業前提条件の内容は、どのような経緯・理由で決められたのか。 | IRは日本にこれまでにない事業であり、投資規模等を踏まえると、その実現に向けては、当然、投資環境が整っていることが必要ですが、現時点では、  ・国の制度設計は、IR税制の法制化やカジノ管理委員会規則等が制定されたものの、いずれも具体的な取扱い等が明確になっていない状況  ・夢洲特有の課題は、地盤に係る各種調査・詳細分析が実施され、今後、具体的な設計作業等が進められていく状況  ・観光需要は、回復傾向にはあるものの、現時点では、国内外の観光需要の従前水準までの回復には至っていない状況  です。  そういった状況を踏まえ、基本協定に定める事業者の解除権について、引き続き実施協定においても盛り込むこととしたものです。  事業前提条件については、税務上の取り扱いやカジノ管理委員会規則の国際競争力・国際標準の確保、資金調達における融資実行の合理的見込み、土地・土壌に関する市における適切な措置の実施等、観光需要の回復見込みなどを条件としており、行使期限を2026年９月末までとする事業者の解除権を設定しています。 |
| 8 | ずぶずぶの土地に大きな建物が本当に建つのか、一体いくら税金が投入されるのか。万博は、プレハブしか建てられない状況ではないか。 | 夢洲特有の軟弱地盤により長期に地盤沈下が生じることが見込まれておりますが、ＩＲ施設に必要となる地盤沈下対策につきましては、建物建設時及び開業後の対応ともに、事業者において適切に実施するものとしております。  現在、事業者において、その詳細な検討を進められているところですが、地盤沈下への対応としては、建物基礎を「杭構造」とすることによる建物の不同沈下量の低減、建物重量と同等程度の地盤を掘削･排土し、地盤沈下量の軽減を図る「排土バランスの確保」による地盤沈下対策を予定しております。 |
| 9 | 資料１の16ページにある「交通環境の改善」にあるのは、万博のための整備項目もあると思いますが、国債も入っている状況で、これでは「IRのために万博を開催する」ということになりませんか。万が一、万博が中止または大失敗になったときには、本来の費用負担すべき事業者が負担することになるのですか。 | 夢洲においては、「夢洲まちづくり構想」や「夢洲まちづくり基本方針」に基づき、新たな国際観光拠点の形成に向けて取り組んでいるところであり、大阪市では、交通環境の改善のためのインフラ整備を行っています。ＩＲ事業者においては大阪市が実施するインフラ整備に要する費用の一部として、202億5千万円を負担することとしています。 |
| 10 | 夢洲へのアクセスについておうかがいしたいのですが、鉄道北ルートの計画についての具体的な進捗はどうなっているのか、行政としてどう関与していくのかについて教えて頂きたいと思います。 | 鉄道の北ルートについては、夢洲の段階的な土地利用の状況に応じた鉄道整備を検討することとしています。 |